

報道発表資料

令和 6 年12月20日  
独立行政法人国民生活センター

## 球形のチーズによる子どもの窒息に注意！

### － 1 歳児の死亡事故が発生しました－

2024 年 11 月、PIO-NET<sup>(注1)</sup> に 1 歳児が球形のチーズを食べて窒息し、死亡したという情報が寄せられました（事例 1）。当該品は、直径およそ 2 cm の球形のチーズで、フィルムで包み両端がねじられたかたちで個装されているものでした。

球形の個装チーズによる子どもの窒息に関する事故情報は、PIO-NET のほか、医療機関ネットワーク<sup>(注2)</sup> にも寄せられており、こども家庭庁による「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」<sup>(注3)</sup> 及び公益社団法人日本小児科学会による「～食品による窒息 子どもを守るためにできること～」<sup>(注4)</sup> では、窒息につながりやすい食品のひとつとして「球形の個装チーズ（球形のチーズ）」があげられています。

その他、<sup>あめ</sup>飴、パン類、豆類などの食品も、窒息につながりやすい食品とされ、死亡事故も発生しています<sup>(注5)</sup>。子どもが不用意に口にしようなのは手の届く範囲に置かないことが大切ですが、子どもは大人が目を離した間に思いがけない物を口に入れることがあり<sup>(注6)</sup>、大人の目の届かないところで事故が発生してしまう可能性も考えられます。

そこで、球形の個装チーズ等による子どもの窒息事故について、事故の再発防止のため、消費者に注意喚起することとしました。

(注 1) PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのことです。消費生活センター等からの経由相談は含まれていません。

(注 2) 消費者庁と国民生活センターとの共同事業で、消費生活において生命または身体に被害が生じた事故に遭い、参画医療機関を受診した事故情報を収集するもので、2010 年 12 月から運用を開始しました。

(注 3) こども家庭庁「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～（平成 28 年 3 月）」

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/03f45df9-97e1-4016-b0c3-8496712699a3/39b6fd36/20230607\\_policies\\_child-safety\\_effort\\_guideline\\_02.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/03f45df9-97e1-4016-b0c3-8496712699a3/39b6fd36/20230607_policies_child-safety_effort_guideline_02.pdf)

(注 4) 公益社団法人日本小児科学会「～食品による窒息 子どもを守るためにできること～」

[https://www.jpeds.or.jp/modules/guidelines/index.php?content\\_id=123](https://www.jpeds.or.jp/modules/guidelines/index.php?content_id=123)

<https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/20231210chissoku.pdf>（8. 参考資料（1）参照）

(注 5) 「カットパンによる乳児の窒息事故が発生－小さくちぎって与え、飲み込むまで目を離さないで－」（2021 年 10 月 19 日公表）

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211019\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211019_1.html)

(注 6) 政府広報オンライン「赤ちゃんやこどもを誤飲・窒息事故から守る！万一のときの対処法は？」

<https://www.gov-online.go.jp/article/202408/entry-6450.html>（8. 参考資料（2）参照）

## 1. PIO-NET情報

PIO-NETには、死亡事故を含む球形の個装チーズによる子どもの窒息に関する相談が3件寄せられています<sup>(注7)</sup>。また、他の食品では、飴（3件）やパン類（3件）などによる窒息に関する相談も見られます。

(注7) 被害者年齢は5歳以下。2014年度以降受付、2024年11月15日までの登録分。  
件数は、本公表のために特別に事例を精査したものです。

### 【事例1】

夕食時に1歳の子どものキャンディータイプのチーズを与えた。子どもが苦しんでいる様子に気づき、すぐに吐き出させようとしたが出てこなかった。救急車で搬送された病院に入院していたが12日後に亡くなった。

(事故発生年月：2024年8月、1歳・男児)

### 【事例2】

1歳の子どものキャンディータイプのチーズをのどに詰まらせた。突然えすいたようになり、背中を叩いたが吐き出さず、苦しがってきたので、子どもを逆さにして振ったり、背中を強く叩いたりしたが、チアノーゼ<sup>(注8)</sup>になった。保護者が子どもの口の中のチーズを手前に掻き出したところ、声を出せるようになり回復した。

(事故発生年月：2017年11月、1歳・男児)

(注8) 皮膚や粘膜が暗紫色になっている状態。  
公益財団法人日本心臓財団「心臓病用語集」[https://www.jhf.or.jp/check/term/word\\_t/cyanosis/](https://www.jhf.or.jp/check/term/word_t/cyanosis/)

### 【事例3】

3歳の子どもの、飴玉のような形状の子ども向けのチーズを食べたところ、のどに詰まらせてしまった。すぐに吐き出したので大事には至らなかった。

(事故発生年月：2016年5月、3歳・不明)



※イラストはイメージです。事件事例とは関係ありません。

子どもが球形の個装チーズを食べて窒息した時のイメージ

イラスト：川崎 敏郎

## 2. 医療機関ネットワーク情報

医療機関ネットワークには、球形の個装チーズによる子どもの窒息に関する事故情報が1件寄せられています<sup>(注9)</sup>。また、他の食品では、飴(13件)、パン類、豆類(各7件)、せんべい(5件)、グミ、ビスケット・クッキー、リンゴ(各4件)などにより窒息した、窒息が疑われたという事故情報も寄せられています。

(注9) 年齢は5歳以下。2010年12月以降、2024年11月15日までの伝送分。  
件数は、本公表のために特別に事例を精査したものです。

### 【事例4】

子どもに1人で球形のチーズを食べさせていたところ、急にむせ始めた。泣き声は出ていたがすすり声で、顔色も悪くなっていたため救急車を要請した。保護者が背後から腹部突き上げ法<sup>(注10)</sup>を行ったが何も出てこず、口の中に指を入れて掻き出したところ、ドロドロのチーズの小片がいくつか出てきて、顔色も良くなった。

(事故発生日月：2024年3月、1歳10カ月・女兒)

(注10) 背後から手を回し、一方の手で握りこぶしをつくり、傷病者の臍(へそ)より少し上に当て、その握りこぶしをもう一方の手で握って、上方に向かって圧迫するように突き上げる方法。(8. 参考資料(3) 参照)  
一般財団法人日本救急医療財団心肺蘇生法委員会 監修「改訂6版 救急蘇生法の指針2020(市民用)」  
[https://qqzaidan.jp/wp-content/uploads/doc-shishin/shishin2020\\_shimin\\_hp.pdf](https://qqzaidan.jp/wp-content/uploads/doc-shishin/shishin2020_shimin_hp.pdf)

## 3. 注意表示について

神奈川県相模原市内のスーパーマーケットで販売されていた個装タイプのチーズを購入し、窒息事故防止に関する表示を確認したところ、表1に示す旨の記載がありました(購入時期：2024年11月、購入銘柄数：4)。

**表1. 主な注意表示**

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・小さなお子様には、小さく切るなど、のどにつまらせないようにご注意ください。</li><li>・小さなお子様やお年寄りの方には、小さく切るなどしてのどにつまらせないようにご注意ください。</li><li>・のどにつまらせないようにご注意ください。</li><li>・お子様が横になっている時や、おんぶしている時はあげないでください。</li><li>・お子様が食べ終わるまで見守ってあげてください。</li><li>・お子様が食べている時は必ずそばについてあげてください。</li></ul> |
|--|

※カタカナ表記は平仮名表記に統一しています。

## 4. 子どもの食品による窒息の危険性について

公益社団法人日本小児科学会「～食品による窒息 子どもを守るためにできること～」<sup>(注4)</sup>では、幼い子どもで食品による窒息が起きやすい理由として、表2のとおり子ども側と食品側に要因があるとされています。球形の個装チーズは食品側の要因(1)への該当が例示されています。

表2. 公益社団法人日本小児科学会「～食品による窒息 子どもを守るためにできること～」より

<子ども側の要因>

(1) 食べる力 (噛む、飲み込む、等)

離乳初期 (生後5～6か月頃) は、離乳食を飲み込むだけで、舌や歯ぐきで噛んだりつぶしたりすることはできません。離乳中期 (生後7～8か月頃) には、舌でつぶせる固さのもの、離乳後期 (生後9～11か月頃) には、歯ぐきでつぶせる固さのものが食べられるようになっていきます。離乳完了期 (生後12～18か月頃) になると、前歯で噛み切って歯ぐきでつぶせる固さのものが食べられるようになります。ただし、これらはあくまで目安です。同じ月齢、同じ固さの食品でも、上手につぶして飲み込めるかどうかは子どもによって異なるものと心得ましょう。

18か月以降になると、多くの子どもが盛んに手づかみで食べるようになります。前歯で適量を噛み切り、奥歯が生えてくるとすりつぶしもできるようになります。通常、3～4歳頃に乳歯列は完成しますが、子どもの噛む力は大人と比べてまだ弱いです。固いものはうまく噛むことができず、丸飲みしてしまうことがあります。また、子どもは咳をする力が弱く、気道に入りそうになったものを咳で押し返すこと (咳反射) がうまくできません。そのため、丸飲みしそうな食品がそのまま気道を塞ぎ、窒息につながる危険性があります。

(2) 食事の時の行動

窒息につながる背景として、走り回りながら食べた、何個もほおぼってしまったなど、食事時の行動が原因と考えられる事例もあります。

また、年上のきょうだいがいる場合、子ども自身がふいに年長児のマネをしたり、同じものを欲しがったりすることがあるかもしれません。そのような時に、年長児が自分と同じものをそのまま与えてしまうことにも注意が必要です。そのほか、口の中に食品が入った状態で泣いたり、笑ったり、驚いたりすると、そのはずみで食品をのどに詰まらせてしまう危険もあります。

<食品側の要因 (窒息を起こしやすい食品) >

食品側の要因としては、表面の滑らかさ、粘着性、弾力性、固さ、噛み切りにくさ、大きさ、形状などがあります。以下に危険な食品の例を挙げます。

(1) 丸くてつるつとしてしているもの

例) ブドウ、ミニトマト、さくらんぼ、ピーナッツ、球形の個装チーズ、うずらの卵、ソーセージ、こんにゃく、白玉団子、あめ、ラムネなど

表面がつるつとしてしている食品は、うまく噛めない上に口の中で滑りやすく、ふとしたときに丸飲みしてしまうことがあります。さらに、丸い形状はのどにはまり込んで気道を塞ぎやすいため、窒息につながる危険性があります。

(2) 粘着性が高く、唾液を吸収して飲み込みづらいもの

例) 餅、ごはんやパン類

粘着性が高い食品は、一口にたくさん詰め込んだり、よく噛まずに飲み込んだりすると、口の中に貼り付いて取れにくくなり、気道を塞ぐ危険性があります。特に、餅は強く噛む力が必要かつ粘着性が非常に高い食品の代表例です。また、パンは口の中で水分（唾液）を吸収すると粘着性が高まります。過去には、中学生がパン食い競争で窒息死した事例もあります。

(3) 固くて噛み切りにくいもの

例) リンゴ、生のにんじん、水菜、イカなど

十分に小さくならないままのどに送り込まれると、窒息につながる可能性があります。

※下線は当センターで付けたものです。

## 5. 消費者へのアドバイス

### (1) 球形の個装チーズなど窒息を起こしやすい食品は、無理なく食べられるよう小さく切ったりつぶしたり、加熱して形状を変えて与え、飲み込むのを確認しましょう

窒息事故は数分で命の危険が迫るため、日頃の事故予防が最も重要です。

球形の個装チーズなどは、無理なく子どもが飲み込める大きさに小さく切るなどしてから与えましょう。小さな子どもは一口量や食べる速さを自分で調整できません。一口にたくさん詰め込まず、よく噛んで嚥下<sup>えんげ</sup>できたことを確認しながら与えましょう。口の中に食品があるときにしゃべったり、寝た状態や歩いたり遊んだりしながら食べないよう、食べることに集中しているか目を離さないこと、また、合間に適宜水分を摂らせることも重要です。<sup>(注4)</sup>

また、外出先など自宅以外の環境でも、小さな子どもが飲み込めない大きさの食品を口にしないよう、周囲の大人が気を配りましょう。

### (2) 丸くてつるっとしているものや粘着性の高いものなど、窒息を起こしやすい食品の特性を知り、注意しましょう

表面の滑らかさ、粘着性、弾力性、固さ、噛み切りにくさ、大きさ、形状などによって窒息を起こしやすい食品があり、特に以下のような食品に注意しましょう<sup>(注4)</sup>。

- ・丸くてつるっとしているもの
- ・粘着性が高く、唾液を吸収して飲み込みづらいもの
- ・固くて噛み切りにくいもの

### (3) 球形の個装チーズのほかに、飴やパン類、豆類、せんべいなどでも事故が起きています

球形の個装チーズのほかに、飴、パン類、豆類、せんべい、グミ、ビスケット・クッキー、リンゴなどの食品で5歳以下の子どもが窒息した、窒息が疑われたという事故情報が寄せられており、同様に注意が必要です。

#### (4) 窒息したと思ったら、直ちに救急要請、背部叩打等による異物除去を試みましょう

子どもが次のような行動をしていたり、症状が出ていたりする場合は「窒息しているかもしれない」と考えましょう<sup>(注6)</sup>。

- ・のどを押さえる
- ・口に指を入れる
- ・声を出せない
- ・呼吸が苦しそう
- ・顔色が急に青白くなる



図1. 窒息が疑われる際の子どもの様子<sup>(注6)</sup>

窒息と判断したら、119番通報を行うとともに、<sup>はいぶこうだほう</sup>背部叩打法や腹部突き上げ法（乳児の場合は腹部ではなく胸部突き上げ）で異物除去を試みるよう、一般財団法人日本救急医療財団心肺蘇生法委員会監修「改定6版 救急蘇生法の指針 2020（市民用）」では案内しています<sup>(注10)</sup>。なお、異物が見えない状態でむやみに口の中に手を入れることは、異物を押し込んで完全に気道を塞いでしまう恐れがあり危険です<sup>(注4)</sup>。

## 6. 業界への要望

球形の個装チーズによる子どもの窒息事故防止のため、引き続き消費者への注意喚起や啓発を行うとともに、より安全な商品の製造・販売を検討するよう要望します

球形の個装チーズやそれに類する商品を製造・販売する事業者は、子どもの窒息事故を防止するため、窒息時の危険性や子どもへの与え方等について、引き続き注意喚起や啓発を行うとともに、窒息事故が起きにくいより安全な商品の製造・販売を検討するよう要望します。

## 7. 行政への要望

食品による子どもの窒息事故防止のため、引き続き消費者への注意喚起、啓発を行うよう要望します

球形の個装チーズ等による窒息事故を防止するため、食品による窒息時の危険性や予防策等について、引き続き、注意喚起や啓発を行うよう要望します。

○要望先

こども家庭庁

(法人番号 7000012010039)

チーズ公正取引協議会

(法人番号なし)

○情報提供先

消費者庁

(法人番号 5000012010024)

内閣府 消費者委員会

(法人番号 2000012010019)

内閣府 食品安全委員会

(法人番号 2000012010019)

文部科学省

(法人番号 7000012060001)

厚生労働省

(法人番号 6000012070001)

公益社団法人日本小児科学会

(法人番号 5010005018346)

特定非営利活動法人Safe Kids Japan

(法人番号 5010905002878)

日本チェーンストア協会

(法人番号なし)

オンラインマーケットプレイス協議会

(法人番号なし)

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165

## 8. 参考資料

### (1) 公益社団法人日本小児科学会 「～食品による窒息 子どもを守るためにできること～」

表3. 窒息につながりやすい食品

食品の形態、特性		食材	窒息を防ぐために実践できる対策、留意すべき点
丸いもの・つるつるとしたものの	弾力性がある	<u>ブドウ</u> 、ミニトマト、さくらんぼ、うずらの卵、球形のチーズ、 <u>ソーセージ</u> 、カップゼリー、こんにゃく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブドウやミニトマト：乳幼児（特に4歳以下）は1/4にカットする</li> <li>・ソーセージは縦半分に切る</li> <li>・カップゼリーは上向きに吸い込むと気道に入りやすい。また、こんにゃく入りのものや凍らせたものはさらに固さが増すため、より窒息の危険性が高まる</li> <li>・1cmに切った糸こんにゃくを使用する</li> </ul>
	粘着性が高い	白玉団子	つるつとしていて、噛む前に誤嚥してしまう危険性が高いため、避けることが望ましい。
	固い	<u>あめ</u> 、 <u>ピーナッツ</u> などの豆類、ラムネ	ピーナッツなどの豆類：未就学児（特に5歳以下）には避ける
粘着性が高く、唾液を吸収して飲み込みづらいもの	餅、ごはん、 <u>パン</u> 類、焼き芋、カステラ、せんべい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水分を摂ってのどを潤してから食べる</li> <li>・一口にたくさん詰め込まない</li> <li>・良く噛んで食べているか、一口ずつ嚥下できているか、確認しながら与える</li> <li>・一口量を自分で調節できない子どもには、無理なく口に入るサイズにちぎってから与える</li> </ul>	
固く噛み切りにくいもの	エビ、貝類	2歳以上になってから	
	<u>リンゴ</u> 、生のにんじん、水菜、イカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離乳完了期までは、リンゴは加熱する（すりおろしても、大きめのカケラが混入する可能性がある）</li> <li>・水菜は1-1.5cmに切る</li> <li>・イカは小さく切って加熱するとさらに硬さが増すため注意</li> </ul>	
弾力性があり噛み切りにくいもの	きのこ類（えのき、しめじ、まいたけ、エリンギなど）	繊維に逆らい、1cm程度に切る	
唾液を吸収して飲み込みづらいもの	焼き海苔	2歳以上になってから 刻みのりを、かける前にもみほぐし細かくする	
	鶏ひき肉のそぼろ煮	豚肉との合いびきで使用する または片栗粉でとろみをつける	
	ゆで卵	細かくして、何かと混ぜる	
	煮魚	味を染み込ませ、やわらかくしっかり煮込む	



- ・チラシ 食品による窒息に注意！



- ・関連動画

ウェブサイト ([https://www.jpeds.or.jp/modules/guidelines/index.php?content\\_id=123](https://www.jpeds.or.jp/modules/guidelines/index.php?content_id=123)) で再生してください。

## (2) のどに詰ませやすい物 (※食品以外の記述を含む)

(政府広報オンライン「赤ちゃんや子どもを誤飲・窒息事故から守る！万一のときの対処法は？」<sup>(注6)</sup> より)

3歳のこどもの口の直径はおよそ4cmで、ほぼトイレットペーパーの芯ぐらいの大きさです。それより小さな物は、こどもが飲み込んでしまう危険を常に考えたほうがいいでしょう。スーパーボールなど6mmから2cmのおもちゃは特に気道をふさぎやすく、窒息のおそれが高まります。また、ナッツ類、豆類、あめ玉、こんにやくゼリーなどの食べ物や、菓子やペットボトルの包装フィルムなどにも注意が必要です。その他、硬貨、ボタン、小さな文房具など、保護者や兄弟の持ち物など、幅広く物の置き場に気を配ってください。

## (3) 気道異物への対応

(一般財団法人日本救急医療財団 心肺蘇生法委員会 監修「改訂6版 救急蘇生法の指針2020 (市民用)」<sup>(注10)</sup> より)

傷病者が声を出せず、強い咳をすることもできないときには窒息と判断し、救助者はただちに大声で助けを呼んで、119番通報を依頼し、以下の順で異物除去を試みてください。救助者が1人の場合、傷病者に反応がある間は119番通報よりも異物除去を優先します。まず背部叩打法を試みて、効果がなければ腹部突き上げ法を試み、異物が除去できるか反応がなくなるまで続けます。

### ①背部叩打法 (図2)

声が出ない、強い咳ができない、あるいは当初は咳をしてもできなくなった場合には、

まず背部叩打を試みます。立っている、または座っている傷病者では、傷病者の後方から手のひらの付け根（手掌基部）で左右の肩甲骨の中間あたりを数回以上力強くたたきます。

### ②腹部突き上げ法（図3）

背部叩打で異物が除去できなかつたときには、次に腹部突き上げを行います。救助者は傷病者の後ろにまわり、ウエスト付近に手を回します。一方の手で握りこぶしをつくり、その親指側を傷病者の臍より少し上に当てます。その握りこぶしをもう一方の手で握って、すばやく手前上方に向かって圧迫するように突き上げます。傷病者が小児（乳児を除く）の場合は救助者がひざまずくと、ウエスト付近に手を回しやすくなります。異物が除去できるか反応がなくなるまで繰り返し行います。

腹部突き上げを実施した場合は、腹部の内臓をいためる可能性があるため、異物除去後は救急隊にそのことを伝えるか、すみやかに医師の診察を受けさせることを忘れてはなりません。119番通報する前に異物が除去できた場合でも、医師の診察は必要です。

なお、明らかに妊娠していると思われる女性や高度な肥満者、乳児には腹部突き上げは行いません。背部叩打を行います。



図2. 背部叩打法

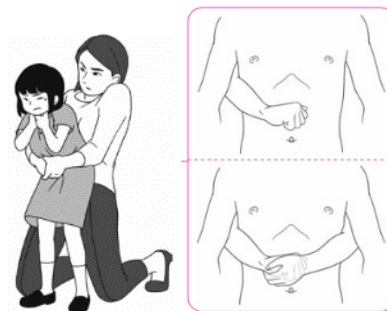


図3. 小児に対する腹部突き上げ法

傷病者がぐったりして反応がなくなった場合は、心停止に対する心肺蘇生の手順を開始します。胸骨圧迫によって異物が除去できることもあります。まだ通報していなければこの段階で119番通報を行い、近くにAEDがあれば、それを持ってくるよう近くにいる人に依頼します。

心肺蘇生を行っている途中で異物が見えた場合は、それを取り除きます。見えない場合には、やみくもに口の中に指を入れて探らないでください。また異物を探すために胸骨圧迫を長く中断しないでください。

#### <参考>乳児に対する処置

苦しそうで顔色が悪く、泣き声も出ないときは気道異物による窒息を疑います。窒息と判断したら、以下の対応を開始します。ただし、誰かが周りにいればその前に119番通報を依頼します。

反応がある間は頭側を下げて、背部叩打と胸部突き上げを実施します。乳児では、腹部突き上げは行いません。

背部叩打では、片方の手で乳児のあごをしっかり持ち、その腕に胸と腹を乗せて頭側を下げるようにしてうつ伏せにし、もう一方の手のひらの付け根で背部を力強く数回連続してたたきます（図4）。

胸部突き上げでは、片方の腕に乳児の背中を乗せ、手のひら全体で後頭部をしっかり持ち頭側が下がるように仰向けにし、もう一方の手の指2本で両乳頭を結ぶ線の少し足側を目安とする胸骨の下半分を力強く数回連続して圧迫します。乳児を腕に乗せて、心肺蘇生のときと同じ方法で胸骨圧迫を行います（図5）。数回ずつの背部叩打と胸部突き上げを交互に行い、異物が取れるか反応がなくなるまで続けます。

反応がなくなった場合は、まだ通報していなければ119番通報し、次に乳児を床など硬いところに寝かせ、心停止に対する心肺蘇生の手順を開始します。心肺蘇生を行っている途中で異物が見えた場合は、それを取り除きます。見えない場合にはやみくもに口の中を指で探らないでください。また異物を探すために胸骨圧迫を長く中断しないでください。



図4. 乳児に対する背部叩打



図5. 乳児に対する胸部突き上げ

#### (4) 注意喚起情報

##### ○内閣府 食品安全委員会

「食べ物による窒息事故を防ぐために」（2009年12月17日）

[https://www.fsc.go.jp/sonota/yobou\\_syoku\\_jiko2005.pdf](https://www.fsc.go.jp/sonota/yobou_syoku_jiko2005.pdf)

食品安全総合情報システム「こんにやく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について」「評価書 食品による窒息事故」（2010年6月10日）

<https://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20090427001>

##### ○こども家庭庁

「こどもの事故防止ハンドブックについて」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook>

「窒息・誤飲事故」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook/content-1>

##### ○消費者庁

「食品による子どもの窒息・誤嚥<sup>ごえん</sup>事故に注意！一気管支炎や肺炎を起こすおそれも、硬い豆やナッツ類等は5歳以下の子どもには食べさせないで—」（2021年1月20日）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_047/assets/caution\\_047\\_210120\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/assets/caution_047_210120_0001.pdf)